



環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成29年4月14日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき、（仮称）大師駅前二丁目マンション計画東西街区に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル 住友不動産株式会社 住宅分譲事業本部 企画管理部長 高崎 研一
	指定開発行為の名称	（仮称）大師駅前二丁目マンション計画東西街区
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区大師駅前二丁目1番1
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約22,603㎡（準工業地域） 延べ面積：約64,338㎡ 建物最高高さ：西街区：約44.60m、東街区：約20.00m
	事後調査の項目等	騒音
	環境影響評価の 手続経過	平成26年12月25日 条例環境影響評価準備書公告 平成27年4月6日 条例見解書公告 平成27年8月17日 条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成29年4月14日（金）から平成29年5月15日（月）まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び環境局環境評価室 （市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 【意見書の提出期限】平成29年5月15日（月） （郵送の場合、平成29年5月15日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室（郵送または持参に限る） 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156